平成28年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるとこ ろによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給事業所数

66 か所

(2) 年間契約給水量 94,462,000 m³

(3) 1日当たり契約給水量

258, 800 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

3,064,483 千円	益	業収	事	引水 道	工業用	第1款 コ	匀
2,808,571 千円	益	収		業	営	第1項	
255,912 千円	益	収	外	業	営	第2項	
	出		支				

千円	2, 440, 702	用	業 費	事	用水道	工業	第1款	第
千円	2, 301, 053	用	費		業	営	第1項	
千円	122, 649	用	費	外	業	営	第2項	
千円	10,000	失	損		別	特	第3項	
千円	7,000	費		備		予	第4項	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収 入額が資本的支出額に対し不足する額 2,113,399 千円は、当年度分損 益勘定留保資金等 718,859 千円、建設改良積立金取崩額 1,126,540 千 円及び減債積立金取崩額 268,000 千円で補塡するものとする。)。

収 入

第1款 工業用水道事業資本的収入 198,060 千円 第1項 企 業 債 156,000 千円

第2項 国 庫 補 助 金 42,000 千円

第3項 固定資産売却代金 60千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出 2,311,459 千円

第1項 建 設 改 良 費 2,038,214 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 268,245 千円

第3項 国庫補助金返還金 1,000千円

第4項 予 備 費 4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額

工業用水道施設整備工事 平成 29 年度 565,000 千円

(企業債)

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
 - (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費に充てるため。
 - (2) 限 度 額 156,000 千円
 - (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は平成28事業年度。ただし、その 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起 債することができる。
 - (4) 利 率 年 5.0%以内

- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年 以内に償還する。ただし、本期間中、未償還 額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

平成28年2月16日提出

横浜市長林文子